

# 名護市教育大綱

(令和2年度～令和6年度)

令和2年2月21日

名護市

## 1 はじめに

名護市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下、「大綱」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「法」という。）第1条の3第1項の規定に基づき定められたものです。

本大綱は、法第1条の4第1項の規定により設置された名護市総合教育会議において、市長及び教育委員会が協議・調整を行い、調整がついた事項について市長が策定しました。

今後、本市の教育行政については、市長及び教育委員会の双方が本大綱で定められた事項を尊重し事務執行を行って参ります。

なお、本大綱は、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌したものであり、第5次名護市総合計画及び第3次名護市教育振興基本計画の内容を踏まえたものとなっております。

## 2 大綱の期間

大綱の期間を、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

## 3 大綱について

第5次名護市総合計画（前期基本計画）令和2年度から令和6年度（令和2年3月名護市策定）の下記のまちづくりの基本方針及び政策をもって「名護市教育大綱」とします。

## 4 基本方針

### (1) 育みと学びのあるまちづくり

子どもが健やかに生まれ育ち、安心して子育てができるよう、多様な子育て支援の充実に努めるとともに、子どもたちが地域に見守られ、成長していけるような環境づくりを進めます。

また、全ての就学前施設における質の高い幼児教育の総合的な提供を推進し、幼児教育の充実と幼児教育と小学校教育との円滑な接続を目指した取組みを進めます。

これからの新しい時代を切り拓く「生きる力」の育成を目指し、主体的に学

び、他者と協働し、たくましく生きる、心豊かで心身ともに健康な幼児児童生徒の育成を目指した教育を地域及び高等教育機関と連携を図り進めていくとともに、子どもたちが安全に安心して学べる教育環境づくりを進めます。また、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域全体で子どもたちの成長を支える体制づくりを目指します。

青少年の健全育成については、地域ぐるみで青少年を育む環境づくりを進めます。

## (2) 楽しみのあるまちづくり

人生100年時代を楽しむために、地域におけるコミュニティ活動や各種社会教育団体の活動を支援するとともに、公民館などの社会教育施設の充実を図ります。

子どもから高齢者まで気軽にスポーツに親しむことができるよう、指導者の育成などスポーツ・レクリエーション活動の振興に努め、併せてスポーツコンベンション誘致も見据えたスポーツ環境の充実を図ります。また、地域に根ざした文化・芸術活動を促進するとともに、地域で大切に育まれてきた伝統文化の保存・継承と文化財の保全・活用に努めます。

## 5 政策・施策

### 政策1 育みと学びのあるまちづくり

#### 施策1 家庭教育と幼児教育の充実

基本的な生活習慣の形成にとって、非常に重要な幼児教育の一層の充実を図るため、保幼こ小をはじめとした横の連携を定着化させ、望ましい幼児教育のあり方の実現に向けて取り組みます。

また、家庭教育の充実を図るため、親の学びの場と親同士の交流の機会をつくり、家庭での教育を支援します。

#### 施策2 青少年の健全育成

名護市の将来を担う人材育成を、青少年育成協議会等の各種団体と連携しながら地域ぐるみで行うとともに、青少年の指導者の育成も強化します。

また、世代に合わせた地域情報の共有や、地域での青少年に向けた体験学習等の推進による新たな参加者の増加を目指します。

#### 施策3 学校教育の充実

子どもたちが安心して豊かな学校生活を送れるよう、県や他の教育機関と連携し継続的・計画的な学習指導や生徒指導等を行い、学力の向上や問題行動等への取組みを進めます。更に、豊かな心や健やかな体の育成に向けて、体験活動や道徳教育等を充実するとともに、体力の向上や基本的な生活習慣の確立、食育の推進を図ります。

また、地域や高等教育機関等と連携・協働し、地域ぐるみの子育て・教育を進める事業やコミュニティ・スクールの充実を図り、地域とともにある学校づくりを推進します。

安全で快適な教育環境づくりに向け、施設整備や学校備品等の充実を図るとともに、安全安心な学校給食を提供できるよう、新学校給食センターの建設に向けて取り組みます。

## 政策2 親しみあるまちづくり

### 施策1 社会教育の充実

多様化する暮らしの中で、市民一人ひとりが充実して地域で暮らし続けるには、生涯を通じた学びや生きがいがづくりといった“楽しみ”を持つことが大切です。

地域における社会教育活動のより一層の充実を図るため、地域の社会教育団体の活動を支援します。また、公民館等の社会教育施設を地域住民が多様なニーズに合わせて活用できるよう、支所や社会教育主事等と連携し、活動の展開のサポートと施設機能の充実を図ります。

### 施策2 スポーツ・レクリエーション活動の充実

いつでも、どこでも、誰でも、いつまでも気軽に生涯スポーツに親しむことができる社会の実現を目指すとともに、スポーツを通じて市民に夢・希望・勇気・感動を与え、各競技レベルの向上につながるスポーツ環境の整備に取り組みます。

また、スポーツを取巻く環境の変化への対応や、スポーツ大会や合宿等の誘致をはじめとしたスポーツコンベンションによる経済活動の促進など、関係各課が一体となって「スポーツのまち・なご」を推進します。

### 施策3 芸術・文化活動の充実

名護市に伝わる数多くの歴史的・文化的財産の保全と活用を図るとともに、担い手不足が課題となっている各地域の伝統芸能については、資料等のアーカイブ化を推進します。

また、「名護・やんばる」地域の自然や歴史・文化に関する情報収集・保管・発信などの機能を備えた、総合的なガイダンス拠点（新博物館）となる施設整備を目指します。

図書館や市民会館等の施設については、公民館や支所、他の施設と連携し、それぞれの専門分野や機能を活かしながら、住民のニーズに沿った新たなプログラムの開発に取り組みます。また、市民会館を中心に様々な芸術・文化事業を実施し、市民が身近に芸術文化に触れ親しむことのできる創造性豊かなまちづくりを目指します。

令和2年2月21日  
名護市長 渡具知 武豊